各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部(局) 各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 認可外保育施設担当課 各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課 各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課 各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課 こども家庭庁成育局保育政策課 こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 こども家庭庁成育局成育環境課 こども家庭庁支援局障害児支援課 文部科学経合教育政策開数共同参画共生社会学習・安全課

事故情報の共有・注意喚起について (幼保連携型認定こども園における送迎用バスへの置き去り事故の発生)

令和7年9月2日、岐阜県大垣市に所在する幼保連携型認定こども園において、2歳児が送迎用バスに置き去りにされる事故が発生しました。次のとおり、 事故情報を共有します。

送迎用バスの運行に当たっては、関係府省令等により乗降車時の所在確認等 が義務化されており、置き去り事故を防ぐためには、これらを遵守することが極 めて重要です。

施設・事業所で、<u>乗降車の際の点呼による所在確認や車内の見回り</u>、<u>送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(以下「安全装置」という。)の適切な運</u>用等が徹底されるよう、本事務連絡を周知の上、適切な指導をお願いします。

なお、安全装置を装備している車両を保有している小中学校や放課後児童クラブ等においても、同様の措置がとられるよう、よろしくお取り計らい願います。

事 故 概 要	事故の詳細は県により確認中であるものの、報道では、園児を降車させる際、点呼等の所在確認を怠り、運転手は車内の見回りを行うことなく安全装置の警報をリモコン*で解除して降車したことから、車内で寝ていた当該園児が置き去りとなったとされている。 ※安全装置の中には、車両後方に設置された押しボタン等の確認装置のほかに、警報を解除することのできるリモコン (非常時の使用を想定したもの)が付属されているものがある。
再発防止対策	<ul> <li>○乗降車時の点呼等による所在確認</li> <li>○降車後の車内の見回り</li> <li>○安全装置の適切な運用</li> <li>・日常の送迎用バスの運行時にリモコンによる警報解除操作は行わない。</li> <li>・リモコンは、運転手に携行させたり車内に置いたままにせず、施設・事業所内で保管する。</li> <li>・安全装置の仕様は様々であり、使用方法や注意事項等を確認して適切な手順で使用する。</li> </ul>
留意事項	安全装置は、ヒューマンエラーを補完するものであり、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、点呼等による所在確認を確実に実施する。
参考資料	<ul><li>○こどものバス送迎・安全徹底マニュアル</li><li>○安全管理マニュアル研修動画</li><li>○研修動画資料</li></ul>

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省)

## 【問合せ先】

● 送迎用バスに対する安全装置の制度全般に関すること

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

Tel:03-6858-0183

Mail: anzentaisaku. jikotaiou@cfa. go. jp

動稚園、特別支援学校、認定こども園(幼稚園型)及び小中学校 等に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室交通安全・防犯教育係

Tel:03-6734-2695

■ 認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園(幼稚園型を除く) に関すること

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係

Tel:03-6858-0058

● 認可外保育施設に関すること

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係 Tel:03-6858-0133

● 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービスに関すること

こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係

Tel:03-6861-0063

● 放課後児童クラブに関すること

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

Tel:03-6861-0303